

神戸地区自主防災組織連合会規約

(名称)

第1条 この会は、神戸地区自主防災組織連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在)

第2条 本会の事務所は、神戸地区市民センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、神戸地区内の各自主防災会の連携を主眼とし、防火、防災の意識や災害活動能力の一層の向上を図ることにより、地域の安心、安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害の起こる恐れがある場合、又は災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、給食給水及び避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、神戸地区7自治会傘下の各自主防災会をもって構成する。

(役員・幹事)

第6条 本会に次の役員・幹事を置く。

- | | |
|--------|-----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)幹事 | 若干名 |
| (4)庶務 | 2名 |
| (5)会計 | 1名 |

2 役員は、住民自治協議会役員をもって構成する。

3 幹事は各自主防災会会長、及び消防団神戸部部長をもって構成する。

4 役員・幹事の任期は、1年とする。但し、再任することができる。

5 本会に顧問を置くことができる。

(役員・幹事の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 庶務会計は、本会の事務及び経理にあたる。

5 監査役は、本会の会計を監査する。

(評議員)

第8条 本会は、役員の他に評議員を置く。

2 評議員は、各地区の情報、消火、救出救護、給食給水及び避難誘導の班長をもって構成する。

(会議)

第9条 本会に、役員会及び幹事会、評議員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、役員及び幹事をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。但し、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。但し、会議は過半数以上の出席がなければ開催できない。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会を委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、住民自治協議会役員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(幹事会)

第12条 幹事会は役員会、各自主防災会会長、神戸消防団部長によって構成する。

(防災計画)

第 13 条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害の起きる恐れがある場合、又は災害の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、給食給水及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第 14 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 15 条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 16 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 17 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、平成 19 年 3 月 13 日から実施する。

この規約は、平成 22 年 7 月 25 日から実施する。

この規約は、平成 26 年 7 月 26 日から実施する。